

平成22事業年度 財務諸表及び決算報告書に関する意見書

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号、以下「通則法」という。）第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類及び附属明細書）及び決算報告書について監査を行いました。

監査の結果、通則法第38条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を表明します。

- 1 通則法第39条に規定する会計監査人有限責任あずさ監査法人の財務諸表及び決算報告書の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 2 財務諸表は、法令及び独立行政法人会計基準に準拠し、基金の財政状態、運営状況、キャッシュ・フロー及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- 3 決算報告書は、予算区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認めます。

平成23年6月17日

独立行政法人 農林漁業信用基金

監事 泉澤 和行



監事 相澤 久子

